

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成31年4月18日(2019.4.18)

【公開番号】特開2018-121828(P2018-121828A)

【公開日】平成30年8月9日(2018.8.9)

【年通号数】公開・登録公報2018-030

【出願番号】特願2017-15554(P2017-15554)

【国際特許分類】

A 6 3 B 53/10 (2015.01)

A 6 3 B 102/32 (2015.01)

【F I】

A 6 3 B 53/10 A

A 6 3 B 102:32

【手続補正書】

【提出日】平成31年3月6日(2019.3.6)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

ヘッドに纖維強化樹脂製のシャフトを装着したゴルフクラブ用シャフトであって、前記シャフトは、全長に亘って、ねじり剛性と曲げ剛性の比率(G I p / E I)の変位幅が0.2以下となるように形成されている、ことを特徴とするゴルフクラブ用シャフト。

【請求項2】

前記シャフトは、前記ヘッドが装着される先端側に補強用のプリプレグシートが巻回されており、

前記補強用のプリプレグシートは、強化纖維をクロスして配向した第1の補強シートと、強化纖維を軸長方向に配向した第2の補強シートとを有する、ことを特徴とする請求項1に記載のゴルフクラブ用シャフト。

【請求項3】

前記第1の補強シートは、軸長方向に対して強化纖維が±45°に配向されたものである、ことを特徴とする請求項2に記載のゴルフクラブ用シャフト。

【請求項4】

前記第1の補強シートと第2の補強シートは連続して巻回され、シャフトの最外層に配設されている、ことを特徴とする請求項1又は2に記載のゴルフクラブ用シャフト。

【請求項5】

前記第1の補強シートと第2の補強シートは、グリップ側の端部が一致するように巻回されている、ことを特徴とする請求項2から4のいずれか1項に記載のゴルフクラブ用シャフト。

【請求項6】

請求項1ないし5のいずれか1項に記載のゴルフクラブ用シャフトにヘッドを装着したことの特徴とするゴルフクラブ。